

京都府公安委員会告示第 211号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 12 月 23 日

京都府公安委員会
委員長 池坊由紀

1 講習実施期間

令和 8 年 2 月 9 日（月）から令和 8 年 2 月 13 日（金）まで（祝日を除く。実施時間は、午前 9 時 15 分から午後 4 時 45 分までとする。）の 4 日間

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町78番地 京都経済センター

3 講習定員

10人

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えた場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和 8 年 1 月 14 日（水）及び令和 8 年 1 月 15 日（木）（受付時間は、午後 1 時から午後 5 時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- b 連絡先電話番号
- c 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 5 時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

令和 8 年 1 月 26 日（月）から令和 8 年 1 月 28 日（水）まで（提出時間は、e-Gov による提出を除き、午前 9 時から午後 3 時 30 分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、受講者本人の委任状 1通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

e-Govによる提出を除き、受講者に決定した者又はその代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料

受講手数料（39,000円）は、受講申込書の提出時に納付することとし、e-Govにより提出した場合は、納付方法が特に指定された後速やかに納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町78番地 京都経済センター4階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）